

全日本交通安全協会ホームページ・バナー広告利用規約

一般財団法人全日本交通安全協会（以下「全安協」という。）は、広告主様が全安協の運営しているホームページ（以下「協会ホームページ」という。）にバナー広告を掲載するに当たり、以下の利用規約を定めます。

（総則）

第1条 全安協は、全日本交通安全協会ホームページ・バナー広告利用規約（以下「利用規約」という。）に基づき、広告主に対し広告サービスを提供する。

（広告の種類）

第2条 この利用規約における「バナー広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（掲載位置）

第3条 広告サービスを提供することとなる掲載位置は、トップページに定めるバナー広告欄とし、別に定める仕様のバナーを用いるものとする。

（広告主の範囲）

第4条 広告主は、企業、団体等として、交通安全に関する事業・活動等を推進しているものとする。

2 広告主は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

（内容）

第5条 バナー広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 協会ホームページの目的、品位を損なうおそれのあるもの

- (2) 政治性又は宗教性を有するもの
- (3) 差別、偏見を助長するおそれがあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(広告掲載料等)

第6条 バナー広告の掲載料等については、別紙「バナー広告掲載料等」に定めるとおりとする。

- 2 広告主が全日本交通安全協会定款第47条に基づく会員（自転車会員を除く。）である場合には、掲載料を割り引くものとする。
- 3 バナー広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 4 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて掲載料を還付する。
- 5 前項の規定により、還付することとなる掲載料には利子を付さない。

(掲載期間)

第7条 バナー広告の掲載期間は、原則として3か月単位とする。ただし、広告主との協議により最長1年の間を単位とすることができます。

- 2 掲載の始期は、掲載を開始する月の最初の執務日の正午から、掲載の終期は、掲載を終了する月の最終の執務日の正午までとする。

(バナー広告掲載の申し込み)

第8条 バナー広告の掲載を希望する者は、別記様式「全日本交通安全協会ホームページ・バナー広告掲載申込書」により申し込むものとする。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、バナー広告の原稿を所定の仕様で制作し、所定の入稿期限までに提出するものとする。

(納付の方法)

第10条 全安協は、広告主に対し、納付期間を定めて契約書に記載される広告掲載料に消費税相当額を加算した額（以下「契約金額」という。）にかかる請求書を発行するものとする。

- 2 広告主は、前項の請求書を受領後30日以内に別途全安協が指定する銀行口座に契約金額を振り込むことにより納付するものとする。なお、振込手数料は、広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第 11 条 広告主は、バナー広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主が広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(掲載中断の場合の措置)

第 12 条 全安協は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、当該中断について速やかに広告主に報告するとともに、掲載再開に努めるものとする。

(契約の解除)

第 13 条 全安協及び広告主は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、それにより本契約の目的を達成することができないと認められるとき
- (2) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- (3) 社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき

2 広告主は、全安協に申し出ることにより、契約期間内であってもこの契約を解除することができる。この場合においては、全安協は納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。ただし前納(一括)払いの場合には、別紙「バナー広告掲載料等」に定めるとおりとする。

(協議)

第 14 条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度協議して処理するものとする。

バナー広告掲載料等

1. 掲載期間

原則として3か月単位とする。ただし、広告主との協議により最長1年の間を単位とすることができます。

(掲載の始期は、掲載を開始する月の最初の執務日の正午から、掲載の終期は、掲載を終了する月の最終の執務日の正午までとする。)

| | | |
|----------------|-------|-----------|
| 2. 一枠（標準規格）の仕様 | 縦 | 100ピクセル |
| | 横 | 240ピクセル |
| | データ容量 | 50キロバイト以内 |
| | データ形式 | GIF画像 |

3. 一枠（標準規格）の掲載料

① 月額 33,000円（税込み）

② 前納（一括）払い

6か月以上1年間の掲載を希望する広告主を対象として、前納（一括）払いとすることができます。

前納（一括）払いの割引率は

年払い 10%

半年払い 5%

とする。

なお、前納（一括）払い後、広告主が正当な理由により解約をした場合には、当月を含めた経過期間分を①で積算し、未経過分について返還することとする。

③ 会員割引（自転車会員を除く。）

広告主が全安協の会員である場合には、月額10%割り引くこととする。
なお、この場合において前記②は重複して適用しない。

④ 長期掲載割引

広告主が一定期間以上継続してバナー広告を掲載している場合には、長期掲載割引をすることができる。割引率は、

3年以上継続 5%

5年以上継続 10%

とし、上記②、③と重複して適用することができる。

4. 標準規格外の一枠の仕様及び掲載料は、別途理事長が定める。